

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月1日

契約担当官

稚内開発建設部長 巖倉 啓子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 稚内開発建設部管内 伐木材売払
- (2) 規格及び数量 稚内開発建設部管内 伐木材売払(詳細は公示用書類のとおり)
- (3) 代金納入期限 納入告知書により指定する日まで
- (4) 引 渡 場 所 勇知資材置場(詳細は公示用書類のとおり)
- (5) 引 渡 期 限 所有権移転後3日以内
- (6) 搬 出 期 限 引渡後30日以内
- (7) 入 札 方 法

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を含んだ金額で行うので、入札者は消費税及び地方消費税額を含んだ金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)「物品の買受け」において、A、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること(有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。)
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者((2)の書類を提出している者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書等の受付期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」(平成13年12月18日付け北開局会第611号)又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号
稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ Tel. 0162-33-1085
- (2) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間、場所及び方法
 - ア 期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月20日(水)16時までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。
 - イ 場所 〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号
稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ Tel. 0162-33-1085

ウ 方法 閲覧又は貸出

ただし、上記場所での閲覧又は貸出を受けることが困難な場合は、郵送等（郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）をいう。以下同じ。）による交付を行うので、上記3（1）の問合せ先に申し出ること。この場合、送料等は郵送等を希望する者の負担とする。

（ア） 申込期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月20日（水）まで

（イ） 申込先 場所 〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号
稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ Tel. 0162-33-1085

（3）申請書等の提出方法

申請書等は、持参、郵送等又は電子メールの方法により提出すること。

ア 受付期間 **令和7年8月1日（金）から令和7年8月20日（水）16時**
まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 持参、郵送等又は電子メールの提出先

〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号

北海道開発局 稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ

電子メールアドレス hkd-wk-chotatu@gxb.mlit.go.jp

（4）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、持参又は郵送等により提出すること。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名（法人にあつては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札月日を朱書きしなければならない。

ア 持参又は郵送等による入札書の受付日及び受領期限

令和7年9月2日（火）から令和7年9月8日（月）16時

イ 開札の日時 令和7年9月10日（水） 11時00分

ウ 開札の場所 〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号
稚内開発建設部 4階入札室

4 下見会の日時、場所及び申込方法

（1）実施期間 令和7年8月26日（火）から令和7年9月1日（月）

※土日を除く8：30～17：00の間

（2）下見場所 勇知資材置場（稚内市大字抜海村字上ユーチ）

（3）申込方法 下見を希望する者は、受付期間内に希望する日時を添付「下見会参加受付表」にて以下の受付期間内に電子メール等により申し込みすること。

ア 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月20日（木）

イ 申込先 稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ

電話番号 0162-33-1085

メールアドレス hkd-wk-chotatu@gxb.mlit.go.jp

FAX 0162-33-1013

（4）その他 下見会への参加は任意とするが、参加しない場合は、入札後の売払物件に関する全ての事項を了承したものと見なす。

なお、予算書で示す売払対象物件の数量は、概数であり、鏝等の摩耗により減量の可能性があること並びに土砂等の付着物込みの数量となっている可能性があることから、当該数量の受け渡しを保証するものではない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効

ア 本入札公告等にした競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札又は入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の閲覧又は貸出を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために閲覧若しくは貸出を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日北開局会第728号及び北開局工第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札説明書、北海道開発局競争契約入札心得を熟読すること。

(8) 詳細は、入札説明書による。